

令和7年8月26日
観光庁国際観光課

訪日観光に関する海外市場向けキャッチフレーズ・ロゴの活用について

訪日観光を海外市場でPRする際などに使用するキャッチフレーズ・ロゴである「尽きることのない感動に出会える国、日本」という意味合いの“Japan. Endless Discovery.”について、下記のとおり、“Japan. Endless Discovery.”(JED)キャッチフレーズ・ロゴの使用申請手続き及びFAQを作成しております。ロゴマークデザインマニュアル(別添)と併せ、訪日観光促進のため、より一層のご活用くださいますようお願いいたします。

記

【キャッチフレーズ・ロゴ使用申請手続き】

1. 以下の要領でメールにてご申請ください。

宛先：hqt-japanlogo@gbx.mlit.go.jp (観光庁国際観光課 JED ロゴ申請担当)

件名：JED ロゴ使用申請 (所属組織名 or 個人名)

本文：

①使用目的

②使用方法

※具体的な使用方法が判る図等を添付。媒体を使用する場合はその媒体名等を含みます。

③使用期間

④連絡先 (所属、氏名、電話番号、メールアドレス)

⑤事業者の業務内容を表す書類 (所定フォーマットはございません)

2. 内容を審査して、JED ロゴ担当者から許可・不許可の連絡をします。

3. (許可の場合) 後日、実際の使用状況が判る写真等を送付願います。

<参照ページ>

[訪日観光キャッチフレーズ・ロゴ](#) | [シンボルマーク・ロゴ](#) | [組織情報](#) | [観光庁](#)

<申請時の留意事項>

・②「使用方法」については、実際に使用する場合のロゴのサイズや色味を確認させていただきたいため、申請時点では、別添のデザインマニュアル(PDF)より必要データを切り取

っていただき、ロゴを入れたデザインをお送りください。（様式は問いません）

- ・③「使用期間」については、使用期間開始日の指定がない場合は、使用許可日を使用期間開始日とさせていただきます。希望日がありましたら「③使用期間」に記載をお願いします。
- ・⑤「事業者の業務内容を表す書類」については、弊社のセキュリティの関係上ホームページを閲覧することができない可能性がありますので、恐れ入りますが PDF データにてご送付いただきますようお願い申し上げます。

【キャッチフレーズ・ロゴ使用に関するFAQ】

（デザイン関係）

Q. キャッチフレーズ・ロゴに別のデザインを重ねることはできますか。

A. 重ならない形で近づけることはできますが、具体的な内容が判るデザイン図等をお送りいただければ個別に判断させていただきます。なお、JED ロゴマークを自社の公式ロゴマークのように使用すると見受けられる場合には、デザイン図の再送を御依頼させていただく可能性がございますので、ご承知おきください。

Q. キャッチフレーズ・ロゴの色を変更することはできますか。

A. マニュアルに掲載のあるパターン以外には変更できません。

Q. キャッチフレーズは他の言語のバージョンはないですか。

A. 英語のみとなっております。

Q. キャッチフレーズは外してロゴのみを利用することはできますか。

A. ロゴとキャッチフレーズは一体のものとして運用しておりますので、ロゴ単体での利用はできません。

Q. ロゴの大きさはそのままで、キャッチフレーズを大きくすることはできますか。

A. ロゴとキャッチフレーズを切り離して編集することはできません。なお、JED ロゴ全体の拡大・縮小は可能です。

Q. ロゴを目立たせるために、外枠をつけることはできますか。

A. ロゴにからなければ、外枠をつけることはできます。

Q. ロゴの赤丸の中の白抜きの部分に色（背景）が入ってもよいですか。

A. 白抜きで使用してください。

(使用方法関係)

Q. 企業の販売促進ツールに使用することはできますか。

A. 訪日旅行促進に資するものであれば使用できますが、具体的な内容が判るデザイン図等をお送りいただければ個別に判断させていただきます。なお、販売促進が強すぎる認められる場合は不許可とする場合があります（例：商品の包装に直接ロゴを使用する場合）。

Q. T V C Mで使用することはできますか。

A. 使用可能です。

Q. 海外でロゴを使用することはできますか。

A. 使用可能です。

Q. JED ロゴを無断で使用していた場合はどうなりますか。

A. 弊庁より申請を行うよう催促する場合や、内容によっては不許可と判断して、JED ロゴの掲載を取り下げるよう連絡させて頂く場合があります。

(手続き関係)

Q. クライアントから印刷物にロゴを入れるように言われていますが、どうしたらよいでですか。

A. 原則、ロゴを使用する企業・団体・個人より直接、弊庁宛に使用申請の手続きをお願いします。代理申請を行う場合は、必ず使用主体の情報（上記①～⑤）を記載してご申請ください。